

看護学生のための奨学金制度



TEIKYO

帝京大学医学部附属病院

目 次

帝京大学医学部附属病院 奨学金制度のご案内	2
奨学金の応募方法について	3
奨学金貸付ご希望の方へ	4
帝京大学医学部附属病院看護学生奨学金の連帯保証人となられる方へ	5
帝京大学医学部附属病院看護学生奨学金貸付規程	6

帝京大学医学部附属病院 奨学金制度のご案内

この制度は看護師、助産師を養成する学校に在学する看護学生で、卒業後、当院に看護師、助産師として勤務する方を対象に、奨学金の貸付けを行うものです。修学のために役立てていただく制度ですので、ぜひご利用ください。

(本制度は2023年3月をもって廃止となります。2023年4月以降の新規申込はできません。)

【貸与額】 月額 30,000 円

【貸与期間】 貸付期間は学校等の学則に定める正規の在学期間の範囲とします。ただし大学においては2年次から4年次までの3年間、高等学校においては3年次から5年次（専攻科2年次）までの3年間を上限とします。

【返済】 学校を卒業後、看護師、助産師の免許を取得し、奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間当院に勤務した場合は、返還義務を免除いたします。

【手続き】 当院、総務課人事係までお問い合わせ、またはお申し込み下さい。

総務課人事係

〒173-8606

東京都板橋区加賀 2-11-1

帝京大学医学部附属病院 総務課人事係

TEL : 03-3964-4023 (直通)

mail : b-jinji@teikyo-u.ac.jp

応募者各位

奨学金の応募方法について

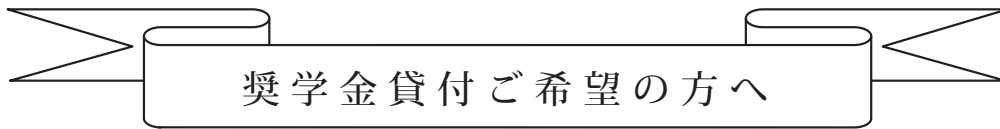
●奨学金の申し込みに必要な書類は以下の通りです。

- 奨学金貸付願及び誓約書（当院所定様式）
- 口座振込願（当院所定様式）
- 印鑑証明書 1通（連帯保証人）
- 在学証明書（帝京大学グループ校以外の方）

〈注意事項〉

1. 「奨学金貸付願及び誓約書」及び「口座振込願」については、成年者用と未成年者用の2種類があります。未成年の方（満18歳未満の未婚者）は、親権者（ご両親）の同意が必要です。
2. 各書類への記名・捺印は、本人、親権者、連帯保証人がそれぞれ必ず自署し、印鑑は各自のものを朱肉で鮮明に押捺してください。
3. 申し込みにあたっては、連帯保証人1名を選任して頂く必要があります。「奨学金貸付願及び誓約書」に自署・捺印（実印）して頂いて、印鑑証明書（3ヶ月以内に発行された原本）を添付して下さい。なお、連帯保証人と親権者は同一人で構いません。
4. 各書類は、書き方見本も参考にして楷書で正しく記入してください。
5. 「口座振込願」は、奨学金の振込先金融機関をご記入頂きます（奨学生名義の口座のみ）。支店名や口座番号などに記入相違があるとお振込ができませんので、特にご注意ください。
6. 申込書類は、帝京大学医学部附属病院総務課まで郵送にてお送り下さい。
7. 申し込みに際しては、「奨学金貸付規程」を必ずお読みください。なお、ご不明な点があれば、総務課人事係までお気軽にお問い合わせください。
8. 申込書類を提出した後に、住所変更その他、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに「届出事項変更届」を提出してください。
9. 帝京大学医学部附属病院、帝京大学医学部附属溝口病院、帝京大学ちば総合医療センターにおいて奨学金は重複して貸し付けることは出来ません。

以上



奨学金申請書類の提出について

- 奨学金貸付開始月は、申請書類の提出日にもとづいて決定いたします。
- 奨学金の申込は毎月月末締めとさせていただきますので、貸付開始希望月の月末までに申請書類をご提出下さい。
- 年度の途中で申請する場合、過去にさかのぼり貸付することはできませんので、貸付期間の誤りにご注意ください。

例) 帝京大学 2 年生で、2022 年 6 月に申請した場合

⇒貸付期間：2022 年 6 月から 2025 年 3 月まで

奨学金申請書類の記入について

- 消せるボールペンでの記入は不可です。
- 訂正する場合は二重線で訂正の上、訂正印を押印して下さい。修正液等の使用は不可です。

奨学金の返還について

- 奨学金貸付の決定は、卒業後の帝京大学医学部附属病院への就職をお約束するものではございません。
- 帝京大学医学部附属病院の職員採用試験に不合格となった場合、奨学金の返還が必要になります。(帝京大学医学部附属病院看護学生奨学金貸付規程 第 7 条 (6) 参照)

連帯保証人になっていただく方に渡してください。

帝京大学医学部附属病院看護学生奨学金の連帯保証人となられる方へ

帝京大学医学部附属病院看護学生奨学金貸付制度は、看護師、助産師養成施設の大学、短期大学、専門学校、高等学校に在学し、卒業後に帝京大学医学部附属病院に看護師、助産師として勤務しようとしている皆さまの修学を支援する制度です。以下の説明を良く読んで、制度の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

1. 連帯保証人の要件（帝京大学医学部附属病院看護学生奨学金貸付規程第6条第1項）
奨学金の貸付けを受けようとする者は、独立の生計を営んでいる連帯保証人をたてなければならない。
2. 連帯保証人の責務
 - (1) 奨学生が奨学金に関する所要の手続きを怠っている場合又はそれができない場合、奨学生に代わって手続きしなければならない。
 - (2) 奨学生が奨学金を返還すべき場合において、返還に応じない場合は極度額（貸付総額及びその3割）を限度として、奨学生に代わって返還しなければならない。これに関して支払いが遅れた場合には年5%の遅延損害金を返還金と併せて支払わなければならない。なお、返還の遅滞が6ヶ月以上に至った場合には、帝京大学医学部附属病院は滞納金の回収を弁護士に依頼することとし、奨学生及び連帯保証人はその弁護士費用を違約金として返還金及び遅延損害金と併せて支払わなければならない。
 - (3) 連帯保証人の変更があったときは、奨学生を通じて直ちに「連帯保証人変更届」、連帯保証人の住所に変更があったときは、「連帯保証人住所変更届」を提出しなければならない。
3. 奨学金の貸付期間と金額
 - (1) 奨学生に奨学金として貸付ける期間
 - ①大学：2年次から4年次までの3年間
 - ②短期大学・専門学校：3年間
 - ③高等学校：3年次から5年次（専攻科2年次）までの3年間
但し、助産専攻科進学者は4年間とする（進学時に再度申請）。
 - (2) 貸付金額（奨学金貸付規程第6条に基づき極度額を併記）

貸与月額	1年間貸与	2年間貸与	3年間貸与
30,000円	360,000円	720,000円	1,080,000円
極度額 (貸付総額+3割)	468,000円	936,000円	1,404,000円

4. 奨学金の返還免除と猶予について

学校を卒業後、看護師・助産師の資格を取得して、奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間を帝京大学医学部附属病院に看護師・助産師として勤務した場合は、返還義務を免除いたします。また、帝京関連の助産師養成施設へ進学するなどの理由により、返還猶予を受けることもできます。

5. お問い合わせ先

帝京大学医学部附属病院 総務課人事係 電話03-3964-4023（直通）

帝京大学医学部附属病院看護学生奨学金貸付規程

(目的)

第1条

この規程は、看護師、助産師養成施設の大学、短期大学、専門学校、高等学校（以下「学校等」という。）に在学する看護学生に対し、帝京大学医学部附属病院に卒業後、看護師、助産師として勤務することを条件として、在学中に必要な経費の一部を奨学金として貸付け、修学の便宜を図ることを目的とする。

(奨学金貸付額)

第2条

奨学生に奨学金として貸付ける額は、月額30,000円とする。

(奨学金貸付期間)

第3条

奨学生に奨学金として貸付ける期間は、学校等の学則に定める正規の在学期間の範囲内とする。ただし、大学においては、2年次から4年次までの3年間とし、高等学校においては、3年次から5年次（専攻科2年次）までの3年間とする。また、帝京関連の助産専攻科に進学した者は1年間の追加貸付を可能とする。

(奨学金貸付の申請、決定)

第4条

奨学金の貸付けを受ける者は、「奨学金貸付願及び誓約書」を帝京大学医学部附属病院に提出するものとする。

2. 「奨学金貸付願及び誓約書」を提出した者については、帝京大学医学部附属病院において選考を行い採否を決定する。

(奨学金貸付の手続)

第5条

奨学金は、奨学生の指定口座に振込むものとする。

2. 奨学生は、上記指定口座の振込願を帝京大学医学部附属病院の院長に提出するものとする。

3. 指定口座は奨学生本人の名義とする。

(連帯保証人)

第6条

奨学金の貸付けを受けようとする者は、独立の生計を営んでいる連帯保証人をたてなければならない。連帯保証人は「奨学金貸付願及び誓約書」に定める極度額を限度として奨学生と連帯して債務を負担するものとする。

2. 連帯保証人を変更したいとき又は連帯保証人の住所を変更しようとするときは、直ちに「連帯保証人変更届」又は「連帯保証人住所変更届」を帝京大学医学部附属病院の院長に提出しなければならない。

3. 連帯保証人は、「奨学金貸付願及び誓約書」に署名及び実印で捺印し、印鑑証明書を添付するものとする。また、連帯保証人の変更に際しても「連帯保証人変更届」に署名及び実印で捺印し、印鑑証明書を添付するものとする。

(奨学金の支給停止、貸付済み奨学金の返還)

第7条

奨学生が次の各号の一に該当するときは、直ちに奨学金の支給を停止し、同時に奨学生は貸付済みの奨学金を返還するものとする。

- (1)自己の都合により奨学生を辞退したとき。
- (2)自己の都合又は病気等により退学したとき。
- (3)学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
- (4)学業途中において、停学又は留年、休学等、奨学生として適性を欠き、奨学生を取り消されたとき。
- (5)卒業後、帝京大学医学部附属病院に勤務しなかったとき及び帝京関連以外の助産師養成施設に進学したとき。
- (6)職員採用試験に不合格のとき。
- (7)卒業後、初回の国家試験に不合格となり、また、第2回目の国家試験に不合格になり職員採用を取り消されたとき(第2回目の国家試験は1年後に受験するものとする)。
- (8)卒業後、帝京大学医学部附属病院の職員となった後、奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間が経過する前に退職したとき。
- (9)在学中又は奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間の経過する前に死亡したとき。

(返還金の免除)

第8条

奨学生が、卒業後直ちに帝京大学医学部附属病院の職員となり、奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間を勤務した場合は、奨学金貸付額の全額の返還を免除する。

(返還債務の猶予)

第9条

奨学生が卒業後、帝京関連の助産師養成施設へ進学のため、直ちに帝京大学医学部附属病院に勤務できないとき又は帝京大学医学部附属病院の職員となって疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事できない期間について、返還債務の猶予を受けようとするときは、奨学金返還猶予申請書を奨学金の貸付けを受けている病院の院長に提出しなければならない。

ただし、帝京関連の助産師養成施設へ進学のための猶予期間は、その学校の学則に定める正規の在学期間とする。

(返還金の額)

第10条

返還する貸付金の額は、奨学金として貸付けた額の全額とする。

ただし、卒業後引き続いて帝京大学医学部附属病院の職員となった後、奨学金の貸付けを受けた期間に相当する期間が経過する前に退職した場合は、貸付金全額から奨学金の貸付けを受けた期間（月数）より勤務月数を差し引いた月割相当額とする。なお、勤務月数1ヶ月未満は切り捨てることとする。

2. 返還は、貸付金を返還する事由が生じた日までに、返還すべき額の全額を返還するものとし、この支払いが遅れた場合には年5%の遅延損害金を付加して返還金とともに支払うものとする。

3. 前項の返還の遅延が6ヶ月以上に至った場合には、帝京大学医学部附属病院は滞納金の回収を弁護士に依頼することとし奨学生及び連帯保証人はその弁護士費用を違約金として返還金及び遅延損害金と併せて支払うものとする。

(奨学生の在籍報告義務)

第11条

奨学生は、自己の住所、電話番号その他の届出内容に変更があったときは、直ちに変更届を帝京大学医学部附属病院の院長に提出しなければならない。

2. 奨学生は、毎年4月に学校等より在学証明書（帝京大学グループは不要）を取得し、奨学金の貸付けを受けている病院の院長宛に送付しなければならない。

(細則の制定)

第12条

この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

(附則)

この規程は2006（平成18）年10月1日より施行する。

この規程は2007（平成19）年1月1日より施行する。

この規程は2021（令和3）年4月1日より施行する。